

(仮訳)



三重県とハノイ工科大学による覚書(案)

三重県(以下「甲」という。)、およびハノイ工科大学(以下「乙」という。)は、協議の上、採用、就職支援および学生サポートに関して、以下の内容で二者覚書(以下「本覚書」という。)を締結するものとする。

甲:

県名 : 三重県
所在地 : 三重県津市広明町13番地
電話 : 059-224-2461
代表者 : 三重県知事 一見 勝之

乙:

大学名 : ハノイ工科大学
所在地 : No 1, Dai Co Viet Street, Hai Ba Trung District, Hanoi, Vietnam
電話 : +84-243-869-2222
代表者 : President Huynh Quyet Thang

第1条 目的

甲および乙は、自主性、平等性および相互尊重の原則に基づき、また日本・ベトナムの法令および各締約国政府が加盟する国際条約に従い、本覚書に十分配慮して、ハノイ工科大学の学生および卒業生の採用や就職支援および学生支援に関する協力を推進する。

各協力事項は、必要に応じて本覚書の付録として記述する場合、または、両者の書面による合意の対象とする場合がある。この合意の中には、両者の義務と責任および財政的な取り決めを含む、活動に関する条件が明記される。

第2条 協力事項と役割

甲および乙は、双方協議の上、以下の協力の推進を目指すものとする。

2.1. 採用・就職支援について

- 1) ジョブフェアの開催
- 2) 三重県内企業の情報提供

2.2. 学生サポートについて

- 1) 定期情報交換
- 2) 採用企業によるフィードバック
- 3) 日本語教育講座の実施
- 4) 就業体験受入支援

2.3. 連絡窓口

- 甲：雇用経済部
乙：学生部

第3条 費用負担

協力事項ごとに発生する費用負担は、甲および乙の会計年度における予算の範囲内で、甲および乙の合意の上決定するものとする。

第4条 有効期限

本覚書の有効期限は、2025年1月15日から2028年3月31日までとする。その後においては、両者のいずれかが、失効日の3か月前までにこの協定を終了させる旨の書面による通知をしない限り、有効期限の終了日から1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

協定の終了は、本覚書に基づく協力活動を実施するために両者間で締結された契約または別個の合意に基づく両者の権利・義務の有効性および履行に影響を与えないものとする。

第5条 法令遵守

甲および乙は、本覚書の履行に際し、ベトナムおよび日本の関連法令を遵守し、協力して個人情報や企業の機密情報を保護する。

第6条 言語および謄本

本覚書は、英語で2通を作成し、甲および乙が署名の上、各1通を保有する。

2025年1月15日

甲：
三重県

乙：
ハノイ工科大学

知事 一見 勝之

学長 Huỳnh Quyết Thắng